

職員定期健康診断等業務委託契約書（案）

岸和田市（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 委託者は職員の健康診断等業務を受託者に委任し、受託者は誠意をもってこれを履行する。

（信義則）

第2条 受託者は、前条の業務を遂行するにあたり、岸和田市財務規則及び別紙仕様書等を遵守し、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（業務内容）

第3条 第1条に掲げる業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

（契約金額、契約期間及び契約保証金）

第4条 委託者が受託者に支払うべき契約金額及び契約期間は、次のとおりとする。

（1） 委託者の委任する健康診断の健康診断料は、下記の契約価格表のとおりとする。

（2） 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2 受託者が委託者に納付すべき契約保証金は、岸和田市財務規則第123条第2号の規定に基づき免除する。

（契約代金の支払）

第5条 受託者は、当月分請求書を委託者に提出し、委託者は請求を受けた日の属する月の翌月末までに当月分委託料を支払う。

2 受託者は、前項の請求に当たり、下記契約価格表に基づく金額の他に、消費税法の規定により算出された消費税及び地方消費税を、委託者に請求するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、若しくは承継させ又はその権利を売却し、若しくは担保に供することができない。

（一括委託等の禁止）

第7条 受託者は、この契約の履行について、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(経費の負担)

第8条 受託者は、この契約に基づく業務を遂行するため、必要なすべての経費を負担するものとする。

(業務内容の変更)

第9条 委託者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更し、業務の全部又は一部の履行を中止することができる。この場合において、契約金額又は契約内容を変更する必要があるときは、委託者・受託者協議のうえ定める。

(個人情報の保護)

第10条 受託者は、健康診断の遂行上知り得た個人情報を個人情報保護法及び岸和田市個人情報保護条例に基づき、これを管理するものとする。この契約期間終了後、及びこの契約が解除された後も同様とする。

(個人情報に係る事故報告及び調査等)

第11条 受託者は、業務に関して取り扱った個人情報を漏えいし、き損し、又は滅失したときは、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 委託者は、必要と認めるときは、受託者の業務に関して取り扱う個人情報の取扱状況につき調査し、報告を求め、又は必要な指示を与えることができる。

(契約期間中の業者登録)

第12条 受託者は、契約期間中は契約業務における岸和田市の入札参加資格を有していなければならない。

(不測の事故による損害経費の負担)

第13条 健康診断の実施処理に関し、受診者及び第三者に対して不測の事故等が発生した場合は、その損害に要した費用を受託者において負担するものとする。

(関係法令の遵守等)

第14条 受託者は、労働基準法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、職業安定法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法その他関係法令を遵守しその義務及び責任をすべて負うものとする。

2 受託者は、この契約の履行にあたり、個人情報保護法、岸和田市個人情報保護条例、岸和田市情報セキュリティポリシー、その他関連法令を遵守するものとする。

(契約の解除)

第15条 委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害が生じても委託者はその損害を賠償しないものとする。

- (1) 委託業務を遂行しないとき。
- (2) 第14条に掲げる関係法令に違反し、その義務及び責任を果たさないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

- 2 委託者は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。
- 3 委託者は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、受託者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受託者が当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。
- 4 前項の規定により受託者が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- 5 受託者は、第2項又は第3項の規定により契約を解除された場合は、違約金として請負金額の100分の10に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 6 前項の場合において、委託者に生じた実際の損害額が、この契約による請負金額の100分の10に相当する額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 7 第5項の場合において、受託者が違約金を委託者が指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。
- 8 委託者は契約の解除によって直接生じた委託者の損害の賠償を、受託者に求めることができる。

（損害の賠償）

第16条 受託者は、契約に違反したため、委託者又は第三者に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前条に定めるところにより、この契約が解除された場合に委託者に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（反社会的勢力の排除）

第17条 委託者及び受託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 委託者又は受託者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてこれを賠償することを要しない。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 相手方又は相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

(服務規律)

第 18 条 受託者及び現場責任者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務上知り得た委託者の秘密を公私にかかわらず、他に漏らさないこと。
- (2) 病院敷地内では喫煙しないこと。
- (3) 業務上必要でないものに触れないこと。
- (4) 電気、ガス、水道等を使用した場合は、その後始末を確実にすること。
- (5) 来院者に対しては、親切を第一として応対すること。
- (6) 人権啓発に取り組み、基本的人権の正しい認識をもって業務を遂行すること。
- (7) 病院運営上好ましくない行為をしないこと。

(特約条項)

第 19 条 委託者は、本契約期間のうち令和 8 年度から令和 10 年度までの期間について、それぞれ当該年度にかかる歳出予算の減額又は削除があった場合には、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(管轄裁判所)

第 20 条 この契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 21 条 この契約書に定めのない事項又は契約条項に疑義が生じたときは、相互に協議して定めるものとする。

【職員健康診断 契約価格表】

区分	検 査 項 目	単価(税抜)
1. 定期健康診断(前期)	①胸部直接X線	円/人
	②血圧測定	円/人
	③検尿	円/人
	④視力	円/人
	⑤身長・体重・肥満度(BMI)	円/人
	⑥医師聴打診	円/人
	⑦聴力	円/人
	⑧心電図(12誘導)	円/人
	⑨血液検査※Hbs抗原/抗体・HCV抗体検査は定量検査	円/人
	⑩腹囲測定	円/人
2. 4 種抗体検査	⑪4 種抗体検査(麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜ)IgG 法	円/人
3. 電離放射線健診	⑫皮膚所見・目の混濁の有無の確認・血液検査(前期)	円/人
	⑫皮膚所見・目の混濁の有無の確認・血液検査(後期)	円/人
4. 有機溶剤健診	⑬尿代謝物検査(前期)※キシレン、イソプロピルアルコール 2 種類の個人票作成	円/人
	⑬尿代謝物検査(後期)※キシレン、イソプロピルアルコール 2 種類の個人票作成	円/人
5. 特定化学物質健診	⑭医師診察(前期)(鼻粘膜の異常・鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査)	円/人
	⑭医師診察(後期)(鼻粘膜の異常・鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査)	円/人
	⑮医師診察(前期)(パーキンソン症候群様症状の有無の検査・握力測定)	円/人
	⑮医師診察(後期)(パーキンソン症候群様症状の有無の検査・握力測定)	円/人
	⑯血液検査(後期)(AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GTP・赤血球数・血色素量・総コレステロール・HDL コレステロール・LDL コレステロール・中性脂肪・血糖値)	円/人
6. 定期健康診断(後期)	⑰血圧測定	円/人
	⑱検尿	円/人
	⑲視力	円/人
	⑳身長・体重・肥満度(BMI)	円/人
	㉑医師聴打診	円/人
	㉒聴力	円/人
	㉓腹囲測定	円/人
7. T スポット検査	㉔血液検査	円/人

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(委託者)

(受託者)